

東京都・山梨県及び関東6県以外の郵便局を利用して、特別区民
税・都民税特別徴収税額を納入されるかたへのお願い

足立区の公金取扱金融機関である郵便局（東京都・山梨県
及び関東6県の郵便局）以外の郵便局で納入される場合は、
その郵便局を足立区の特別徴収収納取扱郵便局に指定する必
要があります。右の「公金収納取扱金融機関指定通知書」に
郵便局名をご記入の上、最初に納入される際に納入書と併せ
て郵便局へ提出してください。2回目の納入からは提出は不
要です。下の控えに指定通知書を提出した郵便局を記入のう
え保管してください。

公金収納取扱金融機関指定通知書（控え）

_____郵便局

上記の郵便局を足立区の特別区民税・都民税特別徴収税
額収納取扱郵便局に指定しました。

提出日 令和 年 月 日

切
り
取
り
線

公金収納取扱金融機関指定通知書

_____郵便局長 様

令和 年 月 日

足立区長
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて足立区
の特別区民税・都民税特別徴収税額の収納取扱郵便局に指定
しましたので通知します。

口座番号 00130-9-960506 (OCR)

00110-6-960033 (私製)

加入者の名称 足立区会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(郵便番号330-9794)